

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第54号



契約とは？ ～契約の基礎知識～

私たちは日常生活の中で意識しなくても様々な契約をしています。商品・サービスの契約トラブルを未然に防ぐために契約の基礎知識や契約書について知っておきましょう。

契約の成立

例えば、お店で買い手が「このジューズをください」と申込み、売り手が「はい、ありがとうございます」といってお互いが合意すれば、書類がなくても口約束で契約は成立します。

契約書の意味

契約書には契約の内容をはっきりさせる意味と、後からトラブルにならないように証拠として残しておく意味があります。

契約の自由

「契約を結ぶかどうか」「誰と結ぶか」「どのような内容で結ぶか」これらは当事者間で自由に決めることができます。納得できなければ契約しなくても構いません。

契約成立時の義務

契約が成立したら、正当な理由がない限り一方的に契約をやめることはできません。

気をつけること

■『申込書』など契約書と書かれていなくても当事者間で合意した内容が書かれていれば契約書と効力は同じですので注意しましょう。

■契約書に署名をすると書かれている内容を全て承諾したものとみなされます。契約書の内容を理解し、納得してから署名しましょう。

■後日トラブルが発生したときのために、契約書は大切に保管しておきましょう。

■契約は成立すると一方的にやめることはできませんが、相手方が契約を守らない場合は解消することができます。商品・サービスの契約トラブルでお困りの際は、消費生活センターにご相談ください。



相談事例紹介 PSEマークのないモバイルバッテリー

今月の相談

インターネット通販サイトで値段と機能面からモバイルバッテリーを選んで購入した。商品や箱、説明書には「PSEマーク」が見当たらない。製造国は海外のようだ。使っていて大丈夫だろうか。

PSEマークとは、電気製品が安全を満たしていることを示すマークです。日本国内で使用されているコンセントに接続するほとんどの家電用電気用品457品目にも表示が義務付けられています。

近年、火災や発煙、発熱事故が多発しているモバイルバッテリーは平成31年2月1日以降、PSEマークのない物は販売禁止となりました。技術基準に適合したPSEマークと届け出事業者名等の表示付きの製品でなければ販売ができません。

PSEマークのない物を使用することは法律に違反はしませんが、安全性が確認できない製品を使用すると事故につながる可能性もあり危険なので確認するようにしましょう。

充電できる製品で比較的大容量のリチウム電池搭載の電化製品は、製品や充電ケーブルなどの不良から火災や発煙、発熱事故が起きていますので、注意して使うように心がけましょう。

(参考：同ニュースNo.42号(2019年9月)で「事例」や「注意点掲載」)



☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

見守り 新鮮情報

事例1 火災警報器から「**火事です**」との**異常音**が作動してびっくりした。引きひもを引っ張ると音は止まった。タバコは吸わないし、**煙も出ていなかった**。
(80歳代 男性)

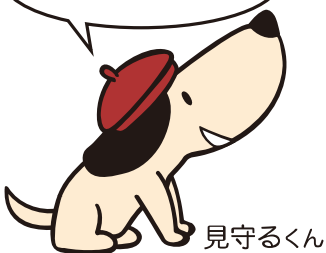
事例2 早朝、急に自宅の**火災警報器**が鳴り出した。**火の気はなく**大丈夫だったが、あまりに**大きな音**で困った。また鳴ったらどうすればよいか。
(70歳代 女性)



住宅用火災警報器の 寿命は10年が目安です

ひとこと助言

定期的に点検を!



見守るくん

- 住宅用火災警報器(以下、警報器)は、火災をいち早く察知するためとても有用ですが、故障や電池切れ等により正常に作動していない場合もあります。いざというときに備え、警報器を定期的に点検することが大切です。
- 警報器の寿命は10年が目安とされています。本体に記載されている製造年等を確認し、寿命を経過したものは交換しましょう。
- 高所の警報器を点検・交換する際は、転倒・転落に十分注意しましょう。不安な場合は無理をせず、周囲の人などに依頼することも検討しましょう。
- 警報器の点検方法や、鳴ってしまったときの止め方等については、取扱説明書やメーカーのホームページ等で確認しておきましょう。